（支払手段等の輸出入の届出の手続等）

第十条　令第八条の二第一項第一号又は第二号に規定する財務省令で定める支払手段、証券又は貴金属は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる支払手段、証券又は貴金属とする。

一　支払手段　銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手（旅行小切手を含む。）及び約束手形であつて、本邦通貨又は外国通貨をもつて表示されるもの

二・三　［略］

2～6　［略］

（外国為替取引等取扱業者遵守基準の対象となる取引又は行為）

第十五条の二　令第十八条の十第二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、令第七条第三項第三号に掲げるもの（法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務を課されている同項に規定する資本取引に当たるものに限る。）とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律附則第一条の政令で定める日（令和九年一月四日）から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定（「令第七条第二号」を「令第七条第三項第二号」に改める部分を除く。）、同条第二項第五号の改正規定（同号中「第八号」を「第七号」に改める部分に限る。）、第八条第一項の改正規定、第八条の五の改正規定及び第十条第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（支払手段等の輸出入の届出の手続等）

第十条　令第八条の二第一項第一号又は第二号に規定する財務省令で定める支払手段、証券又は貴金属は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる支払手段、証券又は貴金属とする。

一　支払手段　銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手（旅行小切手を含む。）及び約束手形であつて、本邦通貨又は外国通貨をもつて表示されるもの

二・三　［略］

2～6　［略］

（外国為替取引等取扱業者遵守基準の対象となる取引又は行為）

第十五条の二　令第十八条の十第二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、令第七条第三項第三号に掲げるもの（法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務を課されている同項に規定する資本取引に当たるものに限る。）とする。

法規的告示

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第三号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第二百九十六号）及び対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和八年令第六号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条の二第一項及び第二十八条の二第一項並びに対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年運輸建設省、総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、郵政省、労働省、令第一号）第三条第一項、第四項及び第八項、第三条の二第三項、第四条第二項並びに第四条の三第二項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件等の一部を改正する告示

（対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件の一部改正）

第一条　対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件（平成二十二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号）の一部を次のように改正する。

件名を次のように改める。

対内直接投資等に関する命令第三条第八項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件

第一号ロ中「第二条第十七項」を「第二条第二十六項」に、「同条第十六項第三号」を「同条第二十五項第三号」に改める。